

新宿区障害者施策推進協議会

令和5年度第4回

専門部会

令和6年1月11日（木）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 1時58分開会

○障害者福祉課長 それでは、皆様おそろいになりましたので、定刻より少し前ですが、始めさせていただきます。

本日は新年のお忙しい中、また大変寒い中、区役所までお越しいただきまして誠にありがとうございます。令和5年度第4回新宿区障害者施策推進協議会の専門部会となっております。今年度計画の策定に当たりまして昨年来議論を重ねてきていただいているところでございますけれども、今年度の専門部会としては最後となりまして、月末の協議会を経て計画の策定に進めてまいるといったような状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出欠状況でございますけれども、9名の委員の皆様、御出席でございます、定足数は満たしてございます。

それでは村川会長、進行をよろしくお願いいたします。

○村川会長 それでは、これより令和5年度第4回の新宿区障害者施策推進協議会の専門部会として始めてまいります。

本日は、お手元にあるかと思いますが、5つほど議題が予定をされております。新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画素案についてのパブリック・コメントの実施結果について、さらに、そのパブリック・コメントに対する回答案、そして計画素案から一定の変更点が予定されているようでありまして、そういった関係について、また計画書におきまして、これまでもコラムが作られておりますが、今回の計画案についてのコラムの案など、そういったことを御議論いただきます。

それでは、最初に資料確認をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、事務局より資料の確認をさせていただきます。

まず発送済みのもので、資料1から資料8-2までございます。資料1は「新宿区障害者計画、第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画」（素案）パブリック・コメント等の実施結果（概要）です。

次に資料2、「新宿区障害者計画等」（素案）のパブリック・コメント意見要旨及び区の対応（案）、次に資料3、障害者団体等説明会意見要旨及び区の対応（案）、次に資料4がA4横1枚のものですが、「新宿区障害者計画等」（素案）からの主な変更点、次に資料5、こちらが「新宿区障害者計画等」掲載コラム（案）、A4・1枚のもので、次に資料6、こちらがA4の分厚いホチキスどめのもので、「新宿区障害者計画等」の案、次に資料7がA4横ホチキスどめのもので、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向

性について、資料 8-1 が A 4 カラー刷りのものです。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針概要、資料 8-2 が A 4 ホチキスどめのもので、新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領の施行に関する要綱改正案、事前に発送済みのものは以上です。

次に、机上配布資料としましては、本日の次第のほかに、資料 1 の差替え資料、次に資料 6 の差替え資料、こちらは A 4 ホチキスどめのもので、次に掲載コラム原稿（案）、こちらもホチキスどめのもので、また、第 4 回新宿区障害者施策推進協議会専門部会の意見提出用紙を御用意しております。

また、計画の素案、障害者生活実態調査報告書、また現計画の冊子は閲覧用を机上に御用意しております。

不足等ございましたら、恐れ入りますが、お知らせください。

○村川会長 資料の関係はよろしゅうございますか。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず第 1 番目の議題であります新宿区障害者計画、第 3 期新宿区障害児福祉計画・第 7 期新宿区障害福祉計画素案に対するパブリック・コメントの実施結果が出ておりますので、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、パブリック・コメントの実施結果について御報告いたします。

机前にお配りしている資料 1 の「差替え資料」とあるものを御覧ください。

まず実施期間につきましては、令和 5 年 10 月 25 日から令和 5 年 11 月 27 日までの約 1 か月間行いました。意見の提出者は 16 名となっております。16 名の中には個人の方も、団体の方も含んでの件数となっております。

意見の提出方法の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、「意見数および意見の計画への反映等」については、16 名の方から全部で 150 件の御意見をいただきました。その中で第 1 部の総論に関するものが 3 件、第 2 部の障害者計画に関するものが 119 件、第 3 部の障害児福祉計画・障害福祉計画に関するものが 23 件、その他・個別の要望が 5 件ございました。

次に「意見の計画への反映等」につきましては、それぞれの要望を計画と照らし合わせ、「意見の趣旨を計画に反映する」というものが 1 件ございます。次に「意見の趣旨は、素案の方向性と同じ」が 11 件、「意見の趣旨に沿って計画を推進する」が 12 件、「今後の取組の参考とする」が 48 件、「意見として伺う」が 70 件、「質問に回答する」が 8 件、「その他」

につきましてはゼロ件という形になっております。

次に裏面を御覧ください。「障害者団体等への説明会における意見について」です。

説明会につきましては、実施結果としまして全部で予定どおり7回行い、それぞれの日付と参加者は記載のとおりでございます。

意見数につきましては91件の御意見をいただきました。その意見の中の「計画への反映」につきましてはAの「意見の趣旨を計画に反映する」が1件、「意見の趣旨は、素案の方向性と同じ」が3件、「意見の趣旨に沿って計画を推進する」が8件、「今後の取組の参考とする」が18件、「意見として伺う」が11件、「質問に回答する」が50件、「その他」がゼロ件という内訳になっております。

こちらの件数等につきましては、本日皆様の御意見も伺いながら、計画に反映をする件数等が若干変更になる可能性がありますので、現時点での事務局としての考え方ということで御理解をいただければと思います。

説明は以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

パブリック・コメントに関する実施結果、16人の方々、個人及び団体から延べ150件の御意見をいただいたところであります。今の説明にありましたように、それぞれ障害者計画、あるいは障害福祉計画・障害児福祉計画等々についての御意見をいただいたわけで、それらを踏まえて事務局のほうで整理をしていただいて、御意見の一部について計画に反映をしていくと。この後、どういうふうに変化をさせるかは説明もあろうかと思いますが。あと、いろいろ御意見をいただいておりますが、素案で示されているものと基本的に方向性が同じだという回答、あるいは意見の御趣旨に沿って計画を推進するという事柄、また今後の取組の中で参考とさせていただくなど、整理がなされたわけではありますが、この関係について何か御質問、あるいは御意見ございますか。よろしいでしょうか。10月25日から約1か月にわたって行われたパブリック・コメントではありますが、以上のようにかなり——まあ、人数的には16名ということではありましたが、内容的には極めて詳しく、150にわたる御意見をいただいたところでありますので、それを整理しまして、これからの対応を進めていただくということになるかと思いますが、ここまでのところはよろしいでしょうか。

それでは続きまして、とりわけ計画素案についてのパブリック・コメントで示された御意見を取り入れていく等、そういった事柄などございますので、それではこれも事務局のほうから資料2の関係でしょうか、説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、資料2について御説明をさせていただきます。

こちらはパブリック・コメントでの御意見の要旨と、それに対する区の対応、先ほどの「反映させる」ですとか「御意見として伺う」とか、そういった内容になりますが、それに対して区の考え方、どのような考え方でこの回答になったのかというところを記載させていただいております。この内容も現時点での対応ということで、今後、修正の可能性がございます。

今回はお時間の限りもありますので、主なものや全体的な傾向について御説明をさせていただきます。

まず全体的に多くの意見を寄せられたテーマとしましては、クライシスプランや福祉避難所等を含む防災や緊急時の対応等、また手話やデジタル支援を含む情報アクセシビリティ、地域活動支援センター、ホームドア等のバリアフリー、そのほか短期入所、また夕方の居場所、活動場所についての、いわゆるトワイライトについての御意見などが多く寄せられております。

それでは資料2の、ページ数で言うと5ページ目、番号22番を御覧ください。個別施策の4番についての御意見です。こちらは「学校卒業後、放課後等デイサービスを利用できなくなり、就労継続が困難になる家族が増えている。家族の高齢化や障害当事者の障害の重度化によって地域生活の継続が困難になっている家庭もあるため、日中活動後や休日の支援が必要である。」といういわゆるトワイライトについての御意見ですが、支援の需要については認識しており、今後も引き続き、障害者福祉事業所の開設相談が区に寄せられた際には、ニーズについて伝え、実施を促していくということで、「今後の取組の参考とする」という回答としております。

次に6ページ目の26番です。障害児を受け入れるショートステイを増やしてほしいという御意見です。こちらにつきましては、新宿生活実習所の新施設では1床増床予定であることや、シャロームみなみ風やNPO法人による事業所でも障害児を対象とする短期入所を実施しており、今後、新規短期入所事業所の開設の相談があった際には障害児のニーズを伝えていくということで、「今後の取組の参考とする」としております。

次に、16ページ目を御覧ください。72番以降になります。こちらは障害者福祉センター等におけるフリーWi-Fiの環境整備についての御意見です。まず、障害者福祉センターにおけるフリーWi-Fiの設置については今年度中の実施を予定しておりますが、日程については調整中ですということで、今後の環境整備につきましては検討していくということで、

「意見の趣旨に沿って計画を推進する」としております。

次に、18ページ目を御覧ください。78番です。失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施し、新宿区障害者計画に位置づけてほしいという御意見です。こちらは「意見の趣旨を計画に反映する」としてしております。現在、失語症者に向けた意思疎通支援者の派遣に向けて準備を進めておりますので、「失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます」と追記をいたします。

次に、23ページ目を御覧ください。98番です。こちらは駅構内のエレベーターの場所を示すサイン音について今後の設置計画があれば教えてください。こちらは視覚障害者の方からの御質問になります。こちらにつきましては移動等円滑化促進方針に基づき、配慮事項を鉄道事業者に働きかけを行っていきますということで、「質問に回答する」としてしております。

そのほかにも99番以降、その次の24ページにもございますが、音響信号や横断歩道の段差解消等バリアフリーについての御意見をいただいております。

次に、25ページ目の107番以降が個別施策41番についての御意見です。

29ページ目の115番を御覧ください。前後の114番、116番につきましても個別避難計画を作成してくださいという御意見ですが、こちらについては「意見として伺う」としております。区では、「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めているため、このような回答としております。

そのほかにも、災害に関する御意見は幾つかいただいております。

次に、35ページ目を御覧ください。こちらの138番以降は、地域活動支援センターに関する御意見です。地域活動支援センターについて十分な補助が必要だという趣旨の御意見をいただいております。

139番、149番につきましては、「意見の趣旨に沿って計画を推進する」というふうにしております。

パブリック・コメントからの意見については以上になります。

○村川会長 ありがとうございます。今整理していただいたように、いろいろと御意見、要望といたしますか、御意見のあった部分について対応といたしますか、お答えを用意していただいたわけでありませぬけれども……

○福祉推進係主任 会長すみません。資料3についても続けて御説明をさせていただいて、そこで質疑をいただいでよろしいでしょうか。恐れ入ります。

○村川会長 はい、そのように。

○福祉推進係主任 それでは資料3のほうを御覧ください。こちらは障害者団体等説明会での意見要旨と、それに対する区の対応になります。

こちらにも主なものを御紹介させていただきたいと思います。

まず4ページ目を御覧ください。20番以降として、新規開設グループホーム等の進捗状況や対象者等についての御質問を多くいただきました。

次に、12ページ目の56番を御覧ください。各種手続における合理的配慮や情報アクセシビリティの向上、スマートフォン・タブレット等の利用支援をお願いしたいという御意見です。こちらにつきましては素案の中でも、「年齢や障害の有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう支援をしていく」旨の記載をしておりますので、「意見の趣旨は、素案の方向性と同じ」というふうにしております。

次に、13ページ目を御覧ください。63番以降です。災害関連の御質問につきましては、パブリック・コメントだけでなく、説明会でも幾つかいただいております。その中で15ページ目を御覧ください。71番です。御意見は、聴覚障害者にも対応した防災無線の整備をお願いしたいという御意見です。こちらにつきましては素案の134ページのほうに「防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています」というふうに、もう既に行っていることではあるんですけども、対応をしている旨が分かりやすいよう追記をしますので、「意見の趣旨を計画に反映する」としております。

全体としまして、計画の中に何かしらの記載があるものにつきましては、Bの「意見の趣旨は、計画の方向性と同じ」とさせていただいております。

説明については以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

それで、ただいま説明のありました資料3及び4におけるパブリック・コメントを寄せていただいた方々の御意見等を一通りといいますか、項目立て、対応について説明がございました。

それでは少し分けて、前半で説明のありました資料3の御意見、学校卒業後のいわゆる放課後デイの利用ができるのか、できないのかといったあたりから始まって、かなり具体的な御意見も寄せられたわけではありますが、まず資料3の関係について何か御意見、御質問がありましたら、どうぞお出してください。

どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 2ページ目の6番なんですけれども、当事者参加についての質問がありまして、これは参加できる仕組みがありますという話ですが、今どの程度参加者が入っているんでしょうか。当事者参加がされているんでしょうか、具体的に。

実は発達障害の団体の方から、発達障害もこういう会に参加したいという意見も出ておりまして、この会で今見ていると、親というのはかなり入れられるんですけれども、当事者というのは入れられない。それで、当事者ってちょっと難しい、実は精神の方なんかは見ていると難しいこともあるけれども、今後は入れていく方向でもう少し具体的に、参加できる仕組みがあるというよりはもう少し具体的にできないものかと思いました。難しいかもしれないけれども、御検討いただければと思います。

○村川会長 それは、発達障害、具体的な団体、あるいは個人でもいいんですけれども。

○加藤委員 発達障害の方はまだ、具体的な団体もありますけれども、新宿区の発達障害団体というふうには多分なっていないと思います。それで、精神障害の一つというふうにも考えられてもおりますし、私は発達障害のグループの方々とも夜の会をそこでさせてもらっていることから、かなり最近いろいろお付き合いが増えまして、その方々からの要望でございました。

○村川会長 ありがとうございます。この関係については、もう既に4月以降にスタートする計画に向けて、過去約2年にわたっていろいろな検討・調査・準備が進められてきておりますので、今直ちに、この専門部会にせよ、全体の協議会にせよ、メンバーを替えてしまうということは難しいわけですが、その後の次期ですね。また、その3年後に向けての取組もあろうかと思っておりますので、そのときに当事者の関係——まあ、団体の数が非常に数が多いので、どういう形になるかということもあるかとは思いますが、1つの要望というのか、お考えが示されましたので。ただ、委員のほうが一方的に決めてしまうというわけにもいかないんで、区のほうで今後の対応としては、そうした当事者参加みたいなことについてどうしていくのかということでお考えを持っていただく必要があるのかなと思います。

ですから、発達障害の方もあってでしょうし、当事者はなかなか難しいけれども、高次脳機能障害の方とか、いろいろな障害の種類というか、内容によっていろいろなお立場、当然御意見もあろうかとは思いますが、春田さん、そのあたりどういうふうにかんがえたいのかというか、何かございましたら。

○春田副会長 なるべく、何とか本人たちが満足するような道があるといいんですけれども、正直言って厳しいですね。ですから、簡単に「できます」みたいには私は言えないと思っ

ています。ただ、そっちの方向を目指して頑張ることは我々の仕事だと思います。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

今春田さんのほうからも、様々な御意見を受け止めるべく努力していく必要があるということでもございました。会議のメンバー構成とか、これはこの場で直ちに決めるというわけにはいきませんので、今後の次期に向けて考え方を整理するとか、あるいはパブリック・コメントの時点で団体の方々への説明の機会があったりもするわけで、あるいは今後のこの分野の内容、いろいろ展開されていくと思うんですが、特に重要と思われる事柄については、例えば1つのやり方として、委員という形ではないけれども、発言の機会を、特にお呼び出していただくみたいなことができるのかどうかとか。これはいろいろなお立場の方がいるんで、反映していくという姿勢は持つべきですけれども、技術的に、時間的、人数的にどこまでできるかということはあると思いますので、これからの課題ということで受け止めさせていただければと思いますが、ほかに御意見、御質問、この資料3の関係でもございましたら、どうぞ。

○加藤委員 続けてで申し訳ありません。5ページの20、21なんですけれども、教育についてというのをお願いすると、いつも「ちゃんとパンフレットを作って配布しています」というお答えをいただくんですけども、パンフレットというものを配布するだけでは、とても教育というものは不十分だと思っています。配布するなら、配布した内容をきちんとそこで授業をする。パンフレットを作って満足という形にならないようにしていただきたいと、いつも、もう五、六年、私——もっと長いかな、言い続けているので、よろしくお考えください。

○村川会長 ありがとうございます。

教育分野においていろいろな課題があることは明らかであります、それに対する、区としてといいますか、教育委員会としての御説明で、パンフレットを配布しているんで、それで理解してくれみたいなことになっているわけなんで、これは私は、新宿区ではない、全く別のところの動きで、確かに教育委員会行政の問題というのか、確かにその資料をきちんと作られていることも確かではあるけれども、例えばもうテーマは違うかもしれないけど、いじめの問題とか不登校になってしまっていることとか、それは確かに数字として何人いるとかということもあるんですけども、プライバシーを守った上で個別的にというか、具体的にどういう対処があるのかということが求められていることも明らかでありますので、そこは教育委員会において差し支えない範囲で情報提供なり、あるいは問い合わせられた方に、た

だ、この資料を読んでおけというような、そういう対応でない、もうちょっと親切というのか、丁寧というのか、そういうこともあるのかなというふうに受け止めましたが。今日は教育委員会の方、どなたか御出席ですか。それでは、何かございましたら、どうぞ。

○教育支援課特別支援教育係長 特別支援教育係、齊藤と申します。こちら御意見ありがとうございました。担当の指導統括等がいますので、この意見、必ず伝えますので、よろしくお願いいたします。

○村川会長 どうぞ。

○加藤委員 すみません、小学校で聴覚障害の方の授業をこの間見学してまいりました。ですから、小学校で個別にはそういった授業が行われていることは存じ上げています。とてもいい授業でした。この委員の方の……今お名前が出てこないんですけども、その方がお授業をしていらっしやいました。

○村川会長 今加藤委員からおっしゃられた聴覚障害、これは新宿区内にある聴覚障害学級のことですか。

○加藤委員 いえ、違います。普通学校です。普通学級です。小学校でしている。

○村川会長 そうですか。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。資料3だけでなく、資料4も含めて御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

池邊さん、どうぞ。

○池邊委員 資料3の14ページの64番で、「区の考え方」のところに「また、在宅避難者に対しても避難所生活者と同量の食料を備蓄するとともに、在宅避難継続のためのマンション居住者への支援も行います」というのは、在宅避難者の分も備蓄をしているというふうに理解してよろしいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。備蓄するように進めているという意味なのか、それともその分も備蓄してくださっているのかというのが、ちょっとここからは読み取れないと思いました。

○村川会長 防災というのか、災害対応としまして備蓄等の関係ではありますが、これは障害者福祉課サイドの取組もあるでしょうが、危機管理といいますか、区として行われる全体的な動きもあるんでしょうか。今の御意見というか、質問に対しまして何かお答えをどうぞ。

○障害者福祉課長 ちょっと申し訳ありません。確認して、後日御案内させていただきます。

○池邊委員 先生、続けても。防災で、よろしいですか。

○村川会長 どうぞ。

○池邊委員 能登半島地震のこともありまして、本当に実際あそこで避難されている方、災害に遭われた方の生活を考えると、もう本当に気持ちが重くなるようなところがあるんですけども。特に福祉避難所が実際はほとんど開設できなかつたとか、10日ぐらいたってからやっと開設ができたというようなことを報道で知りました。秋口に松田福祉部長から全体的な災害対策に対するお話を少し伺って、その中でホテル等を借り上げて避難所にするというのは、今回の能登地震でもニュースでは「1.5次避難所」や「緊急避難所」のような言い方をしていましたが、体調管理の難しい要援護者のためには有効に見えましたが、でも実際そこが借りられたとして、そこまでの移動する経路とか、どういった手段とかというのも、とても難しいことで課題もあると思います。でもその話を部長からお聞きしていたので、ホテル避難は、こういうことだと理解でき、ああ、よかったな新宿区でも平時から対策が検討されていると思いました。もしそうであれば、もう少し——書きにくいかもしれないですけども、素案のにも今、新宿でここまで進めてくださっていることをもう少し反映して書いていただくと、今回の地震の後で出るものですから、少し安心感が増すのかなというふうに思いました。私、前回のもものと比べて見てしまうと、あまり変わりがないように読めてしまうので、この計画期間進んだことをあえて書いていただくということをお願いしたいかなというふうに思っております。

○村川会長 よろしければ、部長さんのほうで何か。

○松田委員 ありがとうございます。やはり元旦の、皆さん大分ショックというか。本当に今、災害関連死、非常に厳しい状況ですよ。毎日毎日、100人亡くなった。今日の段階で200人を超えて亡くなったって。今後どんどん関連死の方も増えていっちゃうのかなという。冬場の場所だと、ただでさえ生きていくのが大変なのにとというようなところで、我々の取組も同じような取組を進めているということで、今回ちょっとコラムのほうでエッセンスだけ、全体像みたいな絵だけは描かせていただいたんですが、なかなか、しゃべり始めると私もいつも2時間ぐらいしゃべっちゃうような感じなんで、上手にまとめるのが大変難しいので、その辺少し、今回のコラムも私もじーっと見て、これじゃ分からないだろうなと思いつつ、でも2ページというような制限の中でちょっと。本文のほうには、法的なたたずまいと違うものですから、なかなか入れにくいという部分あるんですけども、今回コラムみたいなところで若干ニュアンスを出ささせていただいて、全体像が描ければいいんですけども、だんだん足しているような感じなんですよ、正直言って。なので、その都度、今の段階ではこういう形ですけども、ほかの計画で出せる部分を出して行って、できるだけ全体像をお示

ししながら実効性のある取組を進めていきたいというふうには思っています。

さっきホテルの話、ややこしいんですけども、一次避難所と二次避難所というのがある、二次避難所が福祉避難所と言われているんですけども、ホテルなんかは「二次避難」という言い方なんです。

○池邊委員 「避難所」じゃなくて、「避難」。

○松田委員 「二次避難」という言い方で。やっぱり避難所の環境が悪いので、1回避難所に行って、そこから暖かいところというような、あるいは仮設住宅に近いようなものをやるとか、いろいろな取組進んでいるので、まさしくああいう対応は必要だろうなというふうに思っています。すみません、お答えになっていないんですけども。また、コラムのところでも少し御意見いただければというふうに思います。

○村川会長 ありがとうございます。

この1月、もう冒頭から能登半島の地震が起きてしまって、被災状況、既に死亡された方が200名を超え、行方不明の方含めると恐らく300名、それ以上の被害が想定される中で、いろいろな報道を見ておきますと、どうも石川県では福祉避難所という位置づけが弱かったのかな。現段階で二次避難所ということで、ホテル、旅館の借り上げ等というようなことで、取りあえずそれぞれの身柄の安全ということで、障害者に限らず、特に小・中学生一般ですね。あるいは、あれは輪島市でしたか、珠洲市でしたか、3つぐらいの中学生には、やはり教育をしていかなくちゃいけないので、まとまって子どもたち、主に中学生を、どこか旅館を借りるのか、あるいはほかの都市の学校と合体してもらって教育を受けてもらうとか、いろいろなことが今進んでいるようであります。

ですから、その辺を踏まえますと、これは新宿区内も含めて、東京都でもいずれ直下型地震ということで、津波のおそれはやや——まあ、湾岸地域はちょっと微妙ですが、この新宿区の土地環境からすれば、大きな地震による木造家屋を中心として倒壊が起きたりする可能性は十分あるし、またコンクリート等であっても、この前の東日本の震災のときにも、あれは都庁でしたか、西新宿の方面の大きなビルも相当揺れたという話もあって——まあ、あまり話が長くなってもいけないんですが、ですから、これは危機管理のセクション、あるいは区全体として福祉避難所をどのように位置づけていくのか。それから、今回石川県でも既存の高齢者施設、障害者施設で受入れ可能性があるのかということまで調べたところ、施設自体がある程度被災をしてしまって、なかなか定員を超えて受け止めるということが簡単ではないと。しかし、地元においては各福祉施設や福祉法人を説得して、私は定員の10%から20%

前後ぐらいは受け入れていただく、これは私は13年前の東日本の震災のときに、岩手県の関係者といろいろやり取りをしたり現地を、複数の施設を見させていただいたりして、これはもちろん施設の側が受入れ可能であるとか、オーケーのサインを出してくれない限りは一方的に押しつけちゃうということもできないわけなので。ただ、ホテルとか旅館もいいんですが、スタッフとか、対応の仕方とか部屋の構造とか——まあ、住まいとしての機能とか、一定の食生活が保障されるという点ではいいと思うんですが、いろいろな要素がありますので、ひとつ今後の取組の中で、むしろ具体的な確保ということでしょうね。それと、食材関係については、ある部分では自己努力というか、それぞれ各御家庭において、3日間なのか、1週間なのか、専門家に言わせると1週間ぐらいが望ましいとも言われていますけれども、なかなかそれだけ用意して備蓄して、しかし1年か数か月たって更新しなければならぬとか、そういうことなんかもあって簡単ではない面もありますが、とにかく防災について非常に皆さん方の関心も高まっておりますので、特に重度の障害のある方々の身柄を、安全を確保して守っていくということには何が必要かということ、この計画ということもありますが、今後の実際の取組の中で明らかにしていっていただければと、そんなふうに思っております。よろしくお願いたします。

ほかに何かございますか。

片岡先生、どうぞ。

○片岡副会長 資料2のほうでもよろしいでしょうか。43と44ですか、医療的ケア児の方の学校の通学のときに看護師さん乗せてほしいという御要望があって、回答は新宿養護のほうはつけていますよという御回答なんですけれども、これ多分、希望を出している方は都立だと思えます。その最後のところに、「都立校に関しましては東京都に御相談ください」だけで、ぱんって両方とも切っているんで、それはそうなんだけれども、区としてやっぱり、「ちょっと要望してあげます」とか、そういう回答をするほうがいいのではないかと。新宿養護の方が言っているわけではなさそうだというふうに読んだので、ちょっと気になりました。

○村川会長 ありがとうございます。御意見として受け止めさせていただきまして、また——教育委員会の方は特に何かコメントしていただけますか。

○教育支援課特別支援教育係長 東京都のほうに、こういった御意見があるというところを伝えていくという流れにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○村川会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。度々ですが、春田さんどうでしょうか。

○春田副会長 私は元旦の地震の影響が大変気になって、今日もYahoo!ニュースで見たやつで、高齢障害者で車椅子に乗って、私みたいに座っているわけです。それで、寝るときもそのまま寝ているんです。それが「福祉避難所」という名前がついているんです。なぜ横になって寝られないの。何か段ボールベッドだとか、よくいろいろな話を聞くけれども、何でそんなものないの。大体、馬や何かじゃないから、立ったまま寝ているというのは人間できないわけで、これじゃ、その人は相当つらいと思うんです。実際に会って話が聞きたくなったりぐらいなんですけれども、それが福祉避難所だとすると、何か「1.5避難所」とかいろいろな言い方をされているけれども、きっちりした体系ができていないみたいです。ちゃんとした定義もないみたいです。ただ、障害者がいるから福祉避難所になっているというか、そういう雰囲気だったので、こんなの駄目じゃんと思ったんです。だから、東京ではそういうことはあり得ないと思うけれども、実際はそれでも生きていかなきゃいけないわけだから、我慢するというのもしょうがないのかもしれないけれども、24時間車椅子に乗ったままで、寝るときまで車椅子で寝ているというのはちょっと異常じゃないかなと。それを何とかしようとしているのかというのがえらい気になったんです。

それで、どうも政府の取組も遅いし、何だか今日あたり総理が行くとか行かないとか言っているけれども、そんなのはもっと早くやるべき。激甚災害も今日発表するとか何かなっているんだよね。そんなの、もう10日以上もたっちゃっているんです。この国はどうなっているんだと本当に思ったんです。新宿区がそういうふうにならないようにしたいとは思いますが、それは。それが現実ですから。だから、ホテルだ何だ。まだそういうところへ行ける人はいけれども、車椅子のまま、ずっと24時間座って、そのまま寝るとするのは人間のやることなの、こんなのは避難と言えるのかという、非常に怒りを感じた次第です。感想ですみません。

○村川会長 どうもありがとうございました。このたびの震災がまだまだ状況としては継続中というか、まだ余震なども残っておりますし。確かに、そういう中で車椅子の状態ですら24時間どころか数週間過ごせみたいなことというのは確かに重大な問題だと思います。恐らく現地としては、もう倒れてしまった自宅、木造家屋とか、あるいは崩れかかったところよりは、地元の小・中学校の避難所に来てもらうほうが身の安全という点では安全だけれども、ただ、人間としての処遇としてどうなのかというのはそのとおりで、段ボールベッドについても、ああ、よかったという方もいれば、何か寒いところでもあるし、まだ不適當だという御意見も寄せられたりして、確かにそういうことを踏まえて、これはぜひ危機管理のセクショ

ンのほうにも、そうした車椅子の方、その他、かなり配慮を要する、対応を丁寧にしなければならぬ方々が区内にも大勢いらっしゃるということを伝えて、今後の対応を準備するということをお願いしたいと思います。

それでは、時間的な都合もありますので、一旦この関係は一区切りとさせていただきます、資料の3・4が終わったんですかね。そうすると、次はコラムにいっちゃっていいのかな。修正案についての提案ですか。ちょっと私も進行役として……。

○福祉推進係主任 すみません、事務局です。そうしたら、この後、素案からの変更点についてということで、資料4のほうになります。

○村川会長 それでは、説明をお願いします。

○福祉推進係主任 資料4を御覧ください。こちらにつきましては、素案からの主な変更点です。パブリック・コメントを踏まえ、計画に実際に反映をさせていただいた項目と、事務局による修正の主な箇所をまとめております。

まず1番目です。個別施策20「住まいの場の充実」につきまして区の自主修正をしております。こちらは、変更前は「令和6年度には弘方町国有地を活用した障害者施設、令和7年度には中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設します」と記載をしておりましたが、開設時期の見込みが変更となるため、その影響を踏まえた修正をしております。変更後は「令和7年度には弘方町国有地を活用した障害者施設及び中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設します」と修正しております。

次に2番目、こちらはパブリック・コメントを踏まえた修正ということで、「失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます」と個別施策27番「コミュニケーション支援・移動支援の充実」に関して記載をしております。

また、次3番目も先ほど説明をいたしました、パブリック・コメントを踏まえての修正です。個別施策41番「防災・防犯対策の推進」です。こちらは防災ラジオにつきまして、「聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています」と追記をいたします。

その次に第4章の「サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策」につきまして区の自主修正がございます。こちら先ほどの弘方町国有地を活用した障害者施設の開設見込時期の変更に伴いまして、「共同生活援助」の見込量につきまして、令和6年度は236人から220人、令和7年度は259人から255人と変更をしております。

説明としては以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。計画素案において幾つか変更すべき箇所があるということで、令和7年度における払方町及び中落合——まあ、グループホームの実現ですね。これは具体的に動きが今後あるわけですので、必要な調整というか、訂正かと思えますし、また失語症の方への対応、また先ほど来いろいろ御意見をいただいているような防災の関係など、その中で聴覚障害の方のラジオ放送等に対応する表示機能の確保など、数点にわたって素案からの一部修正ということが出ておりますが、この関係について御質問、御意見はございますか。これは特段問題がなければ、各委員御了解……では柳田さん、どうぞ。

○**柳田委員** すみません、ここで聞いていいか分からないんですけども、グループホーム新設で共同生活援助の数値が変わっていますけれども、新設以外に改築みたいな、そういうことを把握しているとか、何か全く新しいのを造らないんですけども、どこかを改築して、それも「新築」という言葉を使えば使えるんですけども、そういう発想で増やしていく可能性はあるのかどうかというようなところですよ。

○**村川会長** これは、これまでの議論の中では区として新たに組み込んでいただく、いろいろなニーズも増えてきているので、そういうことで1つは新設を重点に、少なくとも2か所は実現をしていただくということだと思えます。ですから、改築とか増改築とか、これはそれぞれ取り組まれている法人、あるいはそれが許されるスペースがあるのかないかとか、最終的には補助金的なものとか、お金のこともあると思えますので。今のところはどうか。ほかの既存のところでは改築とか増やそうとか。

では、課長さんからどうぞ。

○**障害者福祉課長** こちらの計画の素案に記載しているのは区有地を活用したグループホームの新設ということでございまして、グループホームについては御案内のとおり非常に要望も多うございますので、国有地ですとか区有地を活用したグループホームを整備、区の補助もいたしまして整備をしてまいるといったところでございます。

そのほかに、基本的に障害福祉サービス事業所、民間資本によって提供されているわけでもございますけれども、日々様々なサービス種別で開設の相談というのもございますが、グループホームの開設の相談というのもございます。それは現実性というか、実現の程度というのは非常に様々でして、本当のさわりの相談のものから具体的な相談といったものも、年に数件ではございますけれども、受けることはございます。

○**村川会長** いいですか、柳田さんのほうで今の御回答。

○**障害者福祉課長** ちょっとだけ補足しますと、この計画期間中に計画に反映させるような程

度の具体性を持ったお話というのは、今現在は進行していないところでございます。

○柳田委員 分かりました。もう一点あったんですけれども、いいですか。

3番目の災害について、「確実に情報を伝達する」ということが書かれておりますが、その中で先ほどのパブリック・コメントで結構避難所のことがあったことから考え合わせますと、この情報の中身なんですけど、具体的にこういう情報を保障するという形になると、ここは障害のある人を中心に議論する場ですけれども、恐らく高齢、そして認知症の方とかいろいろ、朝のニュースでもやっていましたけれども、そういうほかの、障害以外の、例えば外国人観光客で行く場所がない人とか、そんなようなことだって結構混乱が生じると思うんですが、そういう混乱が生じないようなシステムティックな情報伝達のやり方というようなのは出来上がっているのか、これからつくるのか、ちょっと教えていただけたらと思っております。

○村川会長 御質問ではあるけれども、この場合は障害者・障害児の関係ですから、それ以外の……もちろん外国人対応——まあ、区内に在住している外国人、外国籍の方へのきめ細かな対応というものはあるのかもしれないけれども、観光客等の関係は、これは国レベルなのか、東京都レベルなのか、あるいは個々の事業者——ホテル等の類い、それから民泊とか、そういうのが地元でどの程度あるのかわからないのかはよく分かりませんが、私は。ですから、それはちょっとそういう場のところで、今回の能登半島の震災などをきっかけに議論を起こしていただいて詰めていただくということなんだと思っております。

地方都市とか町村とかに行くと、例えば農村部なんかに行くと、割と農協とかの役割が大きかったり、あるいは有線放送というんですか、各家庭に。ただ、恐らく都会の人間というのはスマホとかそういった別の手段もあったり、逆に国の情報、東京都の情報、あるいは区も当然発信されるんだろうと思っておりますが、逆に情報過多の中で何が——まあ、真実という言い方は変ですが、そういうようなこともあるんで、これはそういう、むしろ改めて防災などのほうでひとつ課題を整理していただくしかないのかなという気がしますけれども。

それでは、加藤さんどうぞ。

○加藤委員 すみません、簡単なことなんですけれども、グループホームができるとか、施設ができるといったときに、障害別であることが多いので、決まった時点でできるだけ早く障害別を教えていただけるほうが、何かみんな一瞬期待して、あっ、違ったということが、精神の場合は特に多いのかもしれないんですけれども、そういうことがあるので、例えば知的であるとか身体であるとか精神もというような形で教えていただけると大変ありがたいと思っております。

○村川会長 では、この関係、計画書にどこまで表記するかということと、今のところ準備中の払方町及び中落合についてはどんな想定、準備があるのでしょうか。

○春田副会長 会長いいですか。ちょっとそれに関係するんで。

10年後の話がありましたよね。早稲田……

○亀山委員 南町。

○春田副会長 ここはどうなるんですか。追加ですか。

○村川会長 ただ、これはまだ具現化されていないことまで計画に表記することは難しいんでしょうね。当面3年間で区として取り組む方針、あるいは区として関係住民に対する説明として根拠のあるものですから。もちろん、実現されてほしいとは思いますが、あまり先々のところまで。これは最終的には区の御判断だとは思いますが、その先の予定事業について。

○春田副会長 分かりました。すみません。

○村川会長 課長、どうぞ。

○障害者福祉課長 グループホームの障害別の件でございますけれども、まず本計画素案に位置づけているような払方町と中落合につきましては既に決定してございまして、後ほど御説明させていただきますけれども、本計画のコラムにも記載させていただいて御案内をいたしているところでございます。払方町につきましては知的障害者を主な対象とすると、中落合につきましては知的障害者と肢体不自由者ということで、これは既に決定しているところでございます。また、今春田委員からございました早稲田南につきましてはまだ何も決まっていないというような状況でございまして、近くなりましたら皆さんとも御協議させていただきながら、また事業者の選定によって整備してまいりますものでございますので、そういったところで調整をしていきたいというふうに考えてございます。

会長、すみません、あとそれから先ほどの池邊委員からいただいた在宅避難者のというのは、一体幾らならいいかという御意見だったと思っておりますけれども、今危機管理課のほうに確認しまして、地域防災計画にも位置づけられておりまして、やはり記載のとおりで、在宅避難者に対する避難食料というのも確保していると。数にして27万食といったところで確保しているといったところでございます。

○松田委員 大した話じゃない。

○池邊委員 全体の量からすると。

○松田委員 いやいや、食料は問題にはならない。

○障害者福祉課長 ちなみに、3日分ということで確保しているといったところでございます。

○池邊委員 ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。避難した際の食料確保はある程度のめどがあると。グループホームの今後については、ぜひこれはまた次回の協議会とか議論の場で詰めていただいてということだと思えます。ただ、ちょっと余計な——まあ、老婆心という言葉を使っちゃいけないのかもしれないけど発言しておきたいのは、新規のグループホームとか通所の作業所とか、はっきり言ってこれまであまり実績のない株式会社等が参入する場合には、最近、虐待案件というのが各地で生じてきていますので、もちろん新しい資源ができるということは大いに評価すべきとは私も思いますけれども、やはりそれを進める関係者が実績としてどうなんだということは十分チェックしていただきたいなど、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、計画素案の修正点については基本的に御了解いただいたということで扱わせていただきます。

あと、それでは続いてコラムの関係についての説明を事務局からお願いいたします。

○福祉推進係主任 それでは、事前に配付しております資料5のA4・1枚の掲載コラム（案）と机前にお配りしております掲載コラム原稿（案）を御覧ください。

まず、資料5の1番から21番までのコラムを事務局としては考えております。一番下の「新規」と書いてあるものが今回新しく追加するコラムです。また、「修正あり」とあるものは現計画の掲載のコラムに時点修正や若干の文言修正をして掲載をするものです。また、現計画の電話リレーサービスのコラムにつきましては、10番の「手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」に包含し、また現計画の障害児支援利用計画・サービス等利用計画のコラムにつきましては、障害者計画の個別施策1番の本文にその内容が含まれておりますので、それぞれ今回削除をしております。

それでは、コラムの具体的な中身につきましては机上配付資料、コラム原稿（案）を御覧ください。こちらにつきましては、従前のコラムの変更箇所につきまして下線、見え消しをしております。

まず「8050問題」につきましては、真ん中辺りになりますが「「9060問題」への移行も課題となっています」という文言を追加しているほか、ひきこもりの相談窓口も生活福祉課のほうにございますので、案内をしております。

「きょうだい児・ヤングケアラーへの支援」につきましては、「ヤングケアラー」につい

て国のほうで調査をしておりますので、その内容を反映しております。

その次に「障害者雇用促進法と法定雇用率」につきましては、法定雇用率や対象となる事業主の範囲が拡大、また障害者雇用における障害者の算定方法の変更等がございますので、内容につきまして時点修正をしております。

次に、「手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の理解の促進に関する条例」についてです。裏面を御覧ください。下線部分です。「失語症者が参加する団体への意思疎通支援者の派遣」として、「失語症のある方への支援を目的として活動する団体に対し、意思疎通支援者を派遣します（令和6年度事業開始）」というふうにしております。

次に、「関連サービス」として電話リレーサービスについて御紹介しております。

1枚めくっていただきまして、「共に生き認め合う社会～障害者差別解消～」についてです。「令和3年5月の改正法により、民間事業者の合理的配慮の提供は、努力義務から法的義務に改められました。施行は、令和6年4月1日です」と追記をしております。これは障害者差別解消法の改正を反映するものです。

次に、「災害時要援護者と防災」についてです。こちらは、「災害関連死をなくす」ということで図を一番上に掲載をしております。また、「災害に強い体制づくり」ということで、「新宿区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないですむ安全なまちづくりを目指しています。障害者の防災対策の分野では、災害関連死をなくすことが重要であると考えています。そのため、災害時においても、普段利用するサービスが利用できるよう、事業者と連携するなどの様々な取組を行っています」と追加をしております。

また、裏面の「日頃の備えが大切です」というところの一番下に防災ラジオについての追記をしております。

1枚めくっていただきまして、「グループホームなどが開設されます」、これ以降の4項目が今回新たに追加するコラムとなります。

まず「グループホームなどが開設されます」では、「払方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地を活用したグループホームが整備される予定です」ということで、種類の紹介をしております。次に「整備予定の施設紹介（払方町国有地）」につきましては、「障害者と高齢者グループホーム等の複合施設」ということと、「事業概要」として、障害者グループホーム（定員20人）、障害者短期入所（定員2人）、認知症高齢者グループホーム（定員18人）、小規模多機能型居宅介護（定員 登録29人、通い15人、宿泊9人）と予定

しております。

次に「施設の特徴」、また完成予想イメージ写真も掲載しております。

めくっていただきまして、「整備予定の施設紹介」の2つ目、中落合一丁目区有地を活用した障害者施設についてです。「地域活動支援拠点の一角を担う施設」ということで、「365日24時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付・調整を行う予定です」と記載をしております。

「事業概要」として、障害者グループホーム（定員17人、うち知的障害者12人、肢体不自由者5人）、障害者短期入所（定員3人）、生活介護（定員20人）、相談支援、地域交流事業（ギャラリーカフェ）を予定しております。

次に、「デフリンピックについて」のコラムです。こちらにつきましては簡単な内容の紹介をさせていただいております。デフリンピックとは、「デフ」と「オリンピック」を合わせた言葉ですということと、写真を掲載して、手話言語通訳でコミュニケーションをしたり、ランプの光でスタートを知らせるなどの内容を、こちらは全日本ろうあ連盟のホームページを参考として記載しております。

次に、「障害のある人の投票への支援」です。まず「代理投票」です。障害等により、投票する方御自身が投票用紙に「候補者の氏名」等を記載できない場合に、投票所の職員が代わって投票用紙に記載する制度があるということの御紹介と、また「点字投票」や「投票所（期日前投票所）での物品貸出」。例えば点字器やコミュニケーションボード、筆談ボード等用意してございますので、その紹介ですとか、「郵便等による不在者投票」、また希望のあった障害者団体等と連携をして、選挙の学習会や模擬投票等の投票体験プログラムを既に実施しておりますので、模擬投票等の取組として紹介をしております。

最後に、「パラスポーツの推進」です。「新宿区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、パラスポーツを通じた「共生社会」を実現するため、スポーツ環境の整備を行っています」ということで、「子ども・成人向けスポーツ体験イベント」をはじめとした各種取組の紹介をしております。

コラムについての説明は以上となります。

○村川会長 コラムについては、このたび明らかになってきた面もあるわけですが、どうぞ各委員から御質問、御意見、お気づきの点があれば。

どうぞ、亀山さん。

○亀山委員 コラムの中のグループホームについてなんですけれども、今までのパブリック・

コメントの中の資料3のところの25番で、中落合の区有地を活用した障害者施設の収容人数はどれくらいかという質問に対して、定員は17人で、知的障害者14人、肢体不自由児者5人となっているんです。ここ数字が足したら合わないなと思ったんですけども、でも私が一応、知的障害者の最高14人受け入れる、または肢体不自由児者5人で、そこの辺を、中の人数はちょっと違うかもしれないけれども、最高は17人定員というふうに受け止めたんです。前の素案のほうにも同じような形で、定員17人で知的障害者14人、肢体不自由児者5人となっているんですが、今回新しい、今頂いたコラムには突然、知的障害者が12人で2人減っていて、肢体不自由児者のほうはそのままなんですけれども、知的障害者だけ突然2人減ったというのはどういうことなんでしょうか。

○村川会長 お願いします。

○障害者福祉課長 すみません、パブリック・コメントの考え方のほうが誤りでございまして、コラムのほうが正しい表記になっていまして、17人の内訳は肢体不自由が5名、知的障害者が12名、こちらのほうが正しい表記となっております。大変申し訳ございません。

○亀山委員 こっちも、最初の素案のほうのコラムも間違っていたということですか。

○福祉推進係主任 事前にお配りしているホチキスどめの資料6も、コラムのほうが誤りで、12人に訂正となります。

○村川会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。片岡さん。

○片岡副会長 すみません、コラムの「障害のある子どもの専門相談」、6番なんですけれども、これ多分、子ども総合センターさんと保健センターさんがそれぞれに原稿を出されたのが載せられたと思うので、すごくトーンが違う書き方になっているんです。それで、パブリック・コメントのほうで子ども総合センターのことが幾つか出てきていて、資料3の75とか76とか。ここには随分丁寧に回答がされていて、児童発達支援センターになるとか、いろいろなことが書いてあるんですが、これを見たときに子どもの専門相談、どこ行こうかなと思ったときに、保健センターのほうがかすごく受入れよく書いてあって、子ども総合センターのほうはアピールポイントが「医療機関ではないので、診断はできません」というのが一番アピールポイントというのはちょっとどうかなと思ひまして、もう少し子ども総合センターの書き方を膨らませて、軟らかく。次のページに役割が書いてあるんですけども、こちらは事業名が並んでいるだけという感じになっていますので。要するに、何を言っているかという、小さいお子さんの発達相談とか障害の相談をしようと思ったとき、どこ行くか皆

さんすごく迷われるんです。ネット調べたり電話したりして、電話の話を聞いてくれそうなところを探してこられるんです。保健所は受入れはいいと思うんですが、ずっと永続的に見ていかれるわけでは多分、障害に関してだけを言えないので、やっぱり関わっていくとすれば、18歳まで見ていく子ども総合センターになってくるんだと思うので、もう少し相談、この2つの機関の連携の仕方は地域によって違うかもしれないので分からないんですけども、私がほかで経験しているところを見ると、もう少し児童発達支援センターへの将来的なというか、間もなくなるのかな、7年と書いてあるから、その辺の可能性とか、それからこの「診断はできません」は、せめてアスタリスクで小っちゃく書くとか、何か工夫していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。そうですね。今御指摘があったように、子ども総合センターの中で、ちょっと私もスタッフの配置とかは存じ上げていない面があるんですが、嘱託医師がいるのかいないのかということもあるんですが、「医療機関ではないので、診断はできません」はちょっと突き放したように思われてしまうんで、これは消すなり別表現を取られたほうがよいのかなと。率直に言って、保健センターは児童福祉法とか母子保健法等を背景に歴史がありますので、保健所、保健センター、書きやすい面はある。ただ、子ども総合センターのほうはかなり具体的な障害を持っておられるお子さんに対してきめ細かく対応してきていることは事実なんで、無理に2行にしなくてもいいのかもしれないし、そこはよく考えて表現を取っていただく必要があるんじゃないでしょうか。

それから、片岡先生の御質問に加えて、児童相談所については、これはこちらの計画というよりも、子どもの関連の計画の中でどういう表記が取られるのかということも関連してきますので、そこまで割り込んでこちらにいっぱい書いちゃうということを言っているつもりもないけれども、しかし、恐らく次の3年間の中で児童相談所について決着——決着というか、位置づけがはっきりするのであれば、可能な、どこかに表現が取られるといいんじゃないでしょうか。あるいは、いきなり言うのも失礼だけれども、子ども総合センターさんがいらしていると思うんで、何かお答えいただくことがあればお願いします。

○**子ども総合センター発達支援係長** 御指摘ありがとうございます。これは修正なしで出してしまうて、今御指摘のとおりだなと思っています。診断はできないんですが、事実できないんですが、こんなような表現をしなくていいと思っていますので、また検討して御報告したいと思います。ちょっと修正なしで見落としてしまっていたと思います。失礼い

たしました。

○村川会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。御所窪さん、何かもしあれば。

○御所窪委員 私の場合は地域で障害のある方とどう関わりを持つか、それから先ほどから災害の話が出たときに、どう地域がその方と協力して助けられるかというところをいつも考えています。

我が町にストレッチャーで生活している方がいて、その方のお母さんはいつも6階のマンションに住んでいるので、電気、エレベーターが止まる、それから水が止まる、これは6階だけじゃなく60階建てでも同じですけれども、そうした場合にどうにもならないねというお話をいつも伺っていて、町としてどうその方たちを救えるかというのを今考えているところです。地域で何ができるかというのが常日頃の課題です。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。地域全体が建物が中高層化、かなり高層化が目立ってきている時代ですので、そういう中で障害の重い方、高齢の方もそうだと思いますが、今御指摘のようにエレベーターが止まってしまうなどなど、東日本のときにも都内で、たしか1,000を超えるエレベーターが止まっちゃって大変な状況は既に現れていたわけですが、恐らくそれを上回る被害状況みたいなことはあるとき起こり得るわけなので、そういうことに対してどうしていくのか。私もエレベーターのあるところに今住んでいるものですから。何かエレベーターによっても違うようですが、もう震度4を超えちゃうと、もうセンターのほうで止めちゃうようですよ。個々のにどうということよりも、一旦止めて。それで復旧のほうで医療施設、要するに病院を回復させたり、あるいは学校を回復させたり、いろいろな順番があって個人のというか、民間のマンション、アパートについては強く言ったり、何かの契約があれば急いでやってくれるけれども、私の住んでいるところも約1日です。たまたま、これは余計な愚痴っぽい話ですが、私の母親が高齢で、当時87歳でデイサービスに行っていたんですが、私が家に帰るのも遅かったりで、あるいは道路がいっぱいでデイサービスから自宅にどうも着いたのが19時ぐらいだったんですけれども、それに私間に合わなかったんで、また再びデイサービスのところに戻って。ただ、その法人はしっかりしていて、1日間預かってくれたりで助かったんですが。翌日送ってくれたんですが、ところが住んでいるところのエレベーターが24時間ぎりぎりぐらいで回復したんですが、しょうがないんで、私も母を背負って、笹川さんのまねをしたわけではないんですけども、1階から7階まで背負

って上がったみたいなことがあって、恐らく障害が重い方だったり、いろいろな行動特性もあるので、やはり大変な状況がこの先予測されますので、関係者の中で助け合うとか、そういう機会に関連して事故が起きないようにするという事は大事な事じゃないでしょうか。地元には都営住宅が多かったり、あるいは区営住宅もあるんでしょうか、そういうところの——まあ、バリアフリーの観点からのチェックも大事だし、また災害時どんなふうになるのかということで、今御所窪さんからも出されましたので、計画ということもありますけれども、今後のそうした非常事態への対応をソフトというか、具体的にどう用意していくかということ議論を起こしていただく必要があるのかなと、そんなふうに思いました。よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。

柳田さん。

○柳田委員 恐らく何かしっかりした理念の下もあるのかなと思いつつながら、一応確認なんですけれども、「コラム 成年後見制度とは」というところで「地域福祉権利擁護事業」という言葉が出ていますが、「日常生活自立支援事業」を使わずしてこの言葉をお使いになっているのは、何かそれなりの思いがあるのかなと思いつつ、一応確認といえますか。一応法律ではもう「日常生活自立支援事業」になっているのではないかというふうに思うんですけれども。「地域福祉権利擁護事業」というのは前の言い方のような気がするので、ちょっと確認です。

それが1点と、もう一方は、その次のページの「ユニバーサルデザインのまちづくり」、これは恐らくユニバーサルデザイン条例で学識経験者が入られて、もうかなり見込まれてつくられたものだと思うんですが、ユニバーサルデザインの外国の定義の中では、出入口とか階段、場所、物とか、そういうのではなくて人的な、人のことも入っているんです。レストランで、外国では字を読めない人もいるので、今日のメニューはこれをこうやって、こうやって作って、材料は何でとかいう、そういう説明もするので、暮らしやすいといえますか、誰もが安心して暮らせるような。ヒューマンサービスも入っているというところ、何かちょっとバリアフリーに近い表現なので、ちょっとそこが気になりました。

2点だけですが、これで絶対駄目というわけではないんですけれども、ちょっと気がついたという程度で申し上げさせていただきました。

○村川会長 今柳田さんから大きく2点出されましたので。

地域福祉権利擁護事業というのは、確かに国の制度としては法定化された面があって、名

称が変わってきている。恐らくこれは社会福祉協議会の方が書いたペーパーですか。そこはよく確かめていただいて、あるいは東京都のほうが、まだ国の法定化との対応関係がはっきりしていないのか。とにかく現段階での制度です。ただ、東京都とか、ほかのところでまだ書いていないのであれば、どちらを取るかみたいなことは現に使われている人の判断でいくしかないのかなということだろうと思います。

ユニバーサルのほうは、いろいろ気になる点は確かに御指摘のとおりだと思います。ただ、こういう中に、いきなり春田さんのお名前を出しちゃうのもどうかと思うけど、どなたか、この障害福祉関係の関係者が委員として出て、いろいろ御発言したり、場合によってはチェックをするといったようなことはあってよいのかなという気がいたしました。

何か区のほうでお答えいただく点がありましたら、どうぞ。

○**松田委員** これはハード系の都市計画部のほうでメインでやっているんで、こういう表現になっているのかなという感じはいたしますけれども、最近私どものほうでもこの審議会等を通じて、道路の工事をするときに視覚障害のある方とか車椅子の方とか、一緒に歩いていただいて、いろいろな要望を出してもらいながら、それで道路の設計に入るんだというような取組をして、そういう意味では当事者の方の意見を聞くような土台が大分出てきたかなというふうに思っています。柳田先生がおっしゃったのは、確かにユニバーサルデザインって広い概念ですねという、ハードに限らずみたいなことを常々言っているんですけども、何か確かにここではそういうふうにも見えるんで、ちょっと所管とも相談してみます。

○**村川会長** どうぞ。

○**春田副会長** 今部長がお話ししたように、今区役所通りをやったりなんかしている、点検をやっていますよね。それには必ず障害者が全部いますから、その辺は御心配無用だと私は思っています。

○**村川会長** ありがとうございます。

○**福祉推進係長** すみません、ユニバーサルデザインの関係で、確かにハード面というのが主体的に今まで言われていたんですけども、このところ、心のバリアフリーという視点からユニバーサルデザインというのを語るような、そういう切り口で今進めているところも聞いております。

○**村川会長** ありがとうございます。率直に言って、まだこのユニバーサルというほうも始まったばかりと言うと変ですが、まだ取り組み始められたところで、私たちの障害者福祉分野では、どちらかというに対立した概念ではないか。「バリアフリー」という言葉がよく使

われてきたという経過もありますが。ただ、このユニバーサルという、はっきり言えば、世の中全体が変わっていかなくちゃいけないという大きな構えでもあるので、やはり具体的には一步一步進めていくしかないし、今小林係長さんから説明があったような、心のバリアフリーということも大事な項目であるんで、ユニバーサルでハード的にお考えの方々がどこまで受け止めてくださるかはあるんですが、そういうことも含めて、よい意味での議論を起こして取り組んでいただければという気がいたします。よろしく願いいたします。

それでは、どうぞ加藤さん。

○加藤委員 こちらの厚いほうの、最初に頂いたほうで見てきちゃったんですけども、69ページの「コラム きょうだい児・ヤングケアラーへの支援」というところのきょうだい児の兄弟姉妹の会はこれ全障害なので、この題を入れていただけたんだと思うんですけども、ヤングケアラーの中で親が精神障害者だと相当に子どもはつらい状況に追い込まれてしまうんです。それで、それが結局再生産という形にもなりかねないところがあるもので、精神の場合の会だけなんですけれども、子どもの会がこどもぴあというのと親と子どものサポートを考える会というの、これ2つがそれぞれ別働隊なんですけれども、精神の関係の会なんです。相当に救われると思いますので、もし入れていただけることがあれば、精神の、精神障害者の親のいる場合、こどもぴあというのと親と子どものサポートを考える会というのがあるということを知ったら大分子どもは助かるかなと思ひまして、ちょっとこれは検討していただければ大変ありがたいです。

○村川会長 ありがとうございます。精神の会については、地元にもあるわけですね。あるいは全国的にある。

○加藤委員 ほとんど全国的に両方ともなっていますので。場所は親と子どもが三重県だし、こどもぴあは東京なんですけれども、全国的に展開はしています。相談窓口という形です。ただ、精神のみです。すみません、そこが違うかもしれません。

○村川会長 それでは、保健センター、保健所サイドのお考えも得て、うまくそこを調整していただければと思います。

それでは、このコラム自体が年々というか、3年ごとに充実して、今回特に非常に充実をさせていただいているようでありますので、各委員のお気づきの点もありましたが、これは意見提出用紙というのを頂いていますので、これまでいろいろパブリック・コメントの取扱い等では御意見をいただきましたが、このコラムについて、ちょっとこの場は時間的な制約もありますので、お気づきの点があったら、その限られたスペースで書きにくければもうちょ

っと多くてもいいのかもしれませんが、障害者福祉課のほうに何かそれを送っていただくということでもよろしいんですか。ちょっとその説明をお願いします。

○福祉推進係主任 事務局です。意見提出用紙についてです。こちら1月17日の水曜日までに御提出ください。こちらにファクス番号、メールアドレスを記載してございますが、この用紙に書き切れないようでしたら、別紙添付でも構いませんので、ぜひいただければと思います。よろしくをお願いします。

○村川会長 あと事務局のほうで触れるべき点がありましたら、どうぞ。

○福祉推進係主任 それでは、資料6の計画案につきまして御説明、補足させていただきます。

223ページ以降、こちら素案にはなかったんですけども、資料編ということで今回追加をしております。主な各個別施策に関する主な事業と各担当課ですとか、235ページ、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会について記載をしております。

241ページ目パブリック・コメントに関しての提出状況につきましては、また後日更新をいたします。

また、242ページ以降が用語の説明ということで、本計画に関する用語の解説を掲載しております。今回新たに追加をしているものとしては、247ページ目の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法につきまして簡単に解説を入れております。ほかにも計画の中の用語につきまして、こちら説明を加えたほうがよいのではないかというようなことがもしありましたら、先ほどの意見用紙にていただければと思います。

また、次に机上にお配りしております資料6の差替え資料を御覧ください。

まず16ページ目とありますのが、障害者総合支援法の対象となる難病の範囲が拡大されますので、その旨を記載をしております。

また、186ページ目の障害児福祉計画の実績値等につきまして、医療型児童発達支援、こちらは実績はなかったんですけども、項目としては記載をしております。こちらは児童福祉法の改正で児童発達支援のほうに令和6年度以降は一元化されるということになります。

次に、201ページ目の差替え資料の現状と課題の部分になります。こちらにつきましては、昨日東京都のほうより、障害者施設の整備に関する助成の条件として、重度対応の施設整備の必要性が障害福祉計画の中で位置づけられていることが補助協議の条件とする方向であるとの連絡がありましたので、こちら共同生活援助等の現状と課題の部分ですけれども、「医療的ケアを含む重度障害者に対応した事業所など、様々なニーズに合わせ選択できるようになっていますが、区内事業所にニーズが集中し、満床となっているため、さらなる設置が求

められています」というふうに追記をしております。

それと、資料の7を御覧ください。こちらにつきましては、3年に1回の報酬改定に関する基本的な方向性についての資料となります。

柱としましては、「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」ということで、今後、報酬改定案の取りまとめ作業が行われるとのこと。こちらは参考として御覧ください。

その次に、配付資料はないんですけれども、情報提供が1点ございます。まだ報道の段階ではありますが、障害のあるお子さんの車椅子など、補装具の費用補助について所得制限の撤廃が検討されているということです。現在、国の制度では補装具について現在、原則1割負担、月額負担額は上限で3万7,200円となっておりますが、年収がおよそ1,200万円を超える世帯については支給の対象外となり、全額を自己負担する必要があります。新宿区では、所得割46万円以上の世帯については1割負担とし、残りの額を区独自に助成しているところですが、この所得制限の撤廃について詳細が分かり次第、区としての対応について検討してまいります。

説明としては以上です。

○村川会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ただいま説明のありました部分について御質問があれば、あるいは時間が限られておりますので、内容によっては1月30日に予定されている全体の協議会の場で少し意見をお出しただいてやり取りするというようなこともあるのかもしれませんが、差し当たり、先ほどまでのコラム、あるいは計画素案の修正点、あるいは資料その他を含めた補強、増ページする事柄などなどございましたので、最終的には先ほども説明のありましたコラムをはじめ、各委員からお気づきの点というか、あるいはこのように表現を取ったほうが良いというような御提案があれば、ぜひそれに書き込んでいただいて、1月17日までに区役所、障害者福祉課宛てに送っていただければありがたいと思いますが、ただ、どうしてもこれは聞いておきたいという点がありましたら。加藤さんのマイクがついていますが、もし加藤さん、何かありますか。

○加藤委員 いえ、特に。ありがとうございます。

○村川会長 ほかはよろしいですか。どうぞ。

○福祉推進係主任 事務局のほうから、障害者差別解消の職員対応要領の改正につきまして簡

単に御説明をさせていただきます。

○**福祉推進係主任** 私、武藤から対応要領のお話をさせていただきます。資料8-1と8-2を御覧くださいませ。

新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領の施行に関する要綱、こちらの改正を考えております。といいますのも、障害者差別解消法が改正され、本年4月1日より施行となります。障害者福祉課ではそれに伴い、職員対応要領の施行に関する要綱、こちらは障害者の方を新宿区の職員が対応するときに参考にするマニュアルであったり気構え、そういったものを記載している要綱になるのですが、こちらを修正する必要が出てきました。

資料8-2がその要綱のたたき台となっております。下線を引いているところが今回修正をかけている部分です。また、資料8-1は差別解消法の改正に伴って出された国の基本指針の概要になりますが、特にこの紙の黄色い部分を参考にしながら資料8-2のたたき台を作りました。皆様にはこちらの要綱のたたき台を御覧いただき、御意見等を頂戴したいと考えています。よろしく願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。障害者差別解消法の関係も大変重要な項目でありますので、特に今年、令和6年4月1日以降、民間事業者にもこの法律が適用されると。それに先立って、区役所はじめ公務員関係、公的機関についてはこれまでも取り組まれたわけですが、その取扱い要領ですか、区としてそれを一定の修正をされて、さらに厳密な対応をしていただくということで進んでいくということかと思われま。

今後はこの計画が成立した上で、4月以降、ぜひこの民間の関係者に、民間事業所の関係者にどのように取り組んでいただくかということをぜひ具体的に取組を進めていただければありがたいと思います。

それでは、今年度の専門部会の最終となりますが、よろしければ部長さんのほうから何かお話しいただければと思いますが。

○**松田委員** ありがとうございます。2年間取り組んできた計画も最終段階ということでございますので、大変恐縮ですが、もう一度うちに帰って最終的な御意見ということで、ペーパーをお渡ししたかと思うんで、次回は総会になりますけれども、大きな会になりますけれども、そこが計画の最後の機会になりますので、ぜひこの点だけはというのをお出しいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○**村川会長** ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、事務局のほうから何か連絡事項等ございましたら。

- 福祉推進係主任 それでは、今後の協議会の開催予定です。第4回の障害者施策推進協議会は1月30日火曜日、午後2時からを予定しております。以前にお伝えしていた日程から変更となっておりますので、御注意ください。本日の御指摘、また意見用紙でいただいた御指摘を踏まえて、計画本体の案を御用意させていただく予定です。よろしくお願いたします。
- 村川会長 それでは、1月30日の午後2時、14時に全体の協議会がございますので、ぜひ御出席等よろしくお願いたします。

それでは、ちょうど時間も16時となりましたので、これにて閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

午後 3時57分閉会